

業務指示書

ルワンダ国キガリ市都市交通に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年2月14日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年2月20日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(O) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(O) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路交通計画、都市交通計画に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/道路交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：道路交通計画に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ルワンダ 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市交通計画】

1) 類似業務の経験：都市交通計画に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ルワンダ 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年2月23日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

(1) 旅費（航空賃）

(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）

(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(5) その他（以下に記載の経費）

現地再委託

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(RWF1 = 0.135070 円 , US\$1 = 113.268000 円 , EUR1 = 134.393000 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

(注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路交通計画
都市交通計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.10 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年3月23日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ルワンダ国キガリ市都市交通に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/道路交通計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 都市交通計画	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ルワンダ共和国（以下、「ルワンダ」という。）は、内陸国であり、インド洋までの約2,000 kmは、ウガンダからケニア・モンバサへの「東アフリカ北部回廊」か、タンザニア・ダルエスサラームへの「中央回廊」を辿る必要がある。「東アフリカ北部回廊」と「中央回廊」の結節点に位置するルワンダの首都キガリ市は安定した政治・経済状況を背景に、国内および近隣内陸諸国への国際貿易の中継地として発展してきた。

しかし、経済発展による都市化、人口増加に伴い、交通量が急速に増加する一方で、キガリ市内へアクセスする国道は、片側一車線の道路が東西南北にそれぞれ1つあるのみで、南部に位置する産業集積地や居住地区等の人口過密地域において、大規模な交通渋滞を引き起こしている。これが、キガリ市を含む「東アフリカ北部回廊」及び「中央回廊」全体の物流・人流の効率化及び経済活動の活性化を著しく阻害する要因となっている。

かかる状況を踏まえ、ルワンダ政府は「ルワンダ第二次経済開発貧困削減戦略（EDPRS2）（2012）」、「ルワンダ運輸戦略マスターplan（2012）」、「ルワンダ公共交通政策・戦略（2012）」及び「EDPRS2のための運輸セクター戦略計画（2013）」を策定し、主要インフラ整備プロジェクトとして、キガリ市の渋滞緩和を目指し公共交通網の整備及び道路改良を進めることとした。また、キガリ市の交通網の開発戦略については、「キガリ市交通マスターplan（2013）」を通じたキガリ市の円滑な交通と渋滞解消及び都市交通システムの効率性を向上するための取組を進めている。

これら計画を具現化するものとして、ルワンダ政府は、2020年に開港予定のブゲセラ新国際空港（最大300万人と推定）からキガリ市まで円滑に移動出来る交通網を整備することを目的として、キガリ市南部のニャルゲンゲからブゲセラ新国際空港間の片側2車線の高速道路の建設のためのF/Sを実施中である。

また、キガリ市内の渋滞緩和を実現し、貿易・投資等の経済活動の活性化・円滑化を図るために、「東アフリカ北部回廊」・「中央回廊」からの交通量・貨物量を見越したキガリ市内における渋滞緩和解消のためのインフラ整備が必要であることから、キガリ市内渋滞過密地点の交差点改良（7ヶ所）を検討している。

キガリ市内における交通渋滞発生地域は、人口過密であり、環境・住民に配慮しつつ、また土地の高低差を考慮した設計・施工も求められる。加えて、キガリ市における将来的な交通需要を踏まえた都市交通計画事業の優先順位付けが必要なことから、今般、有償資金協力を見据えた基礎情報・確認調査の実施を行うものである。なお、資金協力事業として案件化を行う際には、別途協力準備調査を実施する予定である。

2. 調査の目的

本調査では、キガリ市における政府の開発戦略や開発マスタープランの実施状況、ドナー（OECD国以外も含む。以下同じ）の支援状況にかかる最新情報の収集と分析、今後の開発に向けた課題整理等を行う。また、キガリ市内の渋滞緩和を目的とした、現状の道路ネットワークの交通特性分析や交通量需要予測調査等を通じて検証することで、有償資金協力の案件化を念頭に置いた今後のJICA支援の可能性を提案する。なお、緊急性の高い交差点改良計画については事業概要を検討し、その妥当性を分析する。

加えて、キガリ市へのアクセス道路や周辺インフラの整備、道路の保守・維持管理、公共交通計画整備などを視野に入れた無償資金協力、技術協力プロジェクト、及び両者と円借款の組み合わせによる支援アプローチの検討も行う。

3. 調査対象地域

キガリ市

- (1) キガリ市内の交通渋滞発生地域（7ヶ所の交差点改良地域を含む）
- (2) キガリ市内からキガリ市外へ繋がる国道1・2・4・5号線への接続が考えられる地域（ブゲセラ新国際空港を起点とする国道5号線からキガリ市南部地域を含む）
- (3) キガリ市内における信号機システム導入検討地域

4. 窓口・関連機関

- (1) 監督・計画官庁：インフラ省（Ministry of Infrastructure : MININFRA）
- (2) 窓口機関：ルワンダ運輸開発庁（Rwanda Transport Development Agency : RTDA）
- (3) 関連機関：キガリ市（City of Kigali）
- (4) 関連機関：ルワンダ開発庁（Rwanda Development Board : RDB）
- (5) 関連機関：ICT商工会議所（ICT Chamber）

5. 業務の範囲

本業務受注コンサルタント（以下「コンサルタント」とする）は、「2.調査の目的」を達成するために「6.の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ「7.調査の内容」に示す事項を実施し、「8.成果品等」に示す報告書を作成する。

6. 実施方針及び留意事項

本調査は、調査対象地域の都市交通及び現在ルワンダ政府が案件化の可能性を検討するために必要な情報収集、課題分析を行うものである。

また、ルワンダ政府より提案のあった交差点改良に関し、現行の開発戦略及びマスタープランとの整合性の確認及び渋滞予測や案件化後の課題解決の効果見込み

を含む必要な関連情報の整理を行うことで、キガリ市の都市交通の効率化に資するJICA支援策を検討するものである。

同調査及び支援策の検討に当たっては、以下の点を十分考慮すること。

(1) 既存の開発戦略・マスタープランの実施に係る最新情報の確認

キガリ市は、2013年に作成されたキガリ市交通マスタープラン等の実現に向けて現在開発を進めているため、同計画の達成状況・投入計画・今後の課題等を十分に整理した上で、当該候補案件の位置づけを確認すること。また、他ドナー（世界銀行、アフリカ開発銀行等）への聞き取り等を通じて他ドナー支援動向についても留意すること。

(2) 調査対象地域の道路網の現状と交通特性にかかる調査の実施

ルワンダ政府から、キガリ市内の7つの交差点改良及びブゲセラ新国際空港からキガリ市内へつながる高速道路の必要性が提案されている。本調査でこれらの妥当性を検証するにあたっては、既存の交通調査の妥当性・正確性を検証の上、交差点改良予定地域の現況交通量（車種別、時間帯別、方向別等）の把握に加え、ブゲセラ新国際空港が開港した場合の道路交通の需要予測を行い、交差点改良及びブゲセラ新国際空港からキガリ市内へつながる高速道路整備の実施による事業効果（地域の交通環境及び住民の生活環境の改善、渋滞解消と輸送コストや所要時間の軽減、によるキガリ市の物流改善を十分に確認することが求められる。

加えて、交通計画にあたっては、伝統的な交通施策のみならず、先進的なITS（Intelligent Transport Systems、高度道路交通システム）を活用した交通管理計画の導入も検討が行われているため、ITS等の利活用による渋滞対策に関する提案についても検討を行う。

なお、ルワンダはICT立国を国是として、交通管理の電子化を推進していることから、窓口機関及び関連機関にITS技術の潮流を紹介するとともに、ルワンダ開発庁、ICT商工会議所からの聞き取り調査を行った上で、必要性の高い技術を検討・提案し、案件化のシナリオを検討することとし、その際、利点だけに注目した判断に留まることなく、持続性や財源・通信インフラなども含めて検討を行う。

(3) 優先プロジェクトの選定

調査の過程において、緊急度・成熟度が高い案件や、ルワンダ側が早期の実施を強く要望する案件については、可能な限り早い段階で案件化に向けた検討を行う。想定する支援スキームは、有償資金協力、無償資金協力、技術協力、もしくは、これらの組み合わせによる支援とし、その後、必要に応じ、別途、並行して協力準備調査を行い、迅速な案件形成を目指すことを想定している。

(4) 先方政府実施機関、関係ドナーとの十分なコミュニケーション

キガリ市都市交通開発に係る今後の計画等について、先方政府に十分な聞き取り調査を実施し、収集した情報に基づいた支援方針の検討を先方政府と協働で実施すること。特に、先方政府の窓口機関・関連機関が多岐に渡ることから、実施機関のみならず窓口機関・関連機関からの十分な聞き取り調査を行うこと。

(5) 本邦技術を活用した案件形成に向けた提案

環境への配慮、及び軟弱地盤対策や情報通信技術の活用等、我が国の技術的優位性が確認される場合は、本邦技術を活用した提案を行うこと。

なお、必要に応じて先方政府技術者を本邦招聘し、技術紹介等を行うことも可能とする。先方政府関者の招聘が必要となった際は、調査項目・範囲を考慮し必要な人月数、渡航回数、傭人費（以下「人月数および費用」とする）を別途追加するものとする。

7. 調査の内容

以下に想定される業務を効率的且つ効果的に実施する。

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの作成・説明・協議

既存の関連資料・情報・データをレビューの上、整理、分析し、調査実施にかかる基本方針、方法、項目と内容、実施体制、工程、手順を検討する。これらを踏まえたインセプション・レポートを作成し、JICAアフリカ部の了承を得る。

また、調査実施体制及びインセプション・レポートの説明・協議を先方窓口機関、関係機関を行い、基本的な了解を得る。

(2) キガリにかかる政府開発戦略と開発計画の情報収集と整理

ルワンダでは、国レベル、地方自治体レベルで開発戦略文書が複数存在し、国レベルの計画としては、「ルワンダ公共交通政策・戦略（2012）」、「EDPRS2 のための運輸セクター戦略計画（2013）」、「ルワンダ運輸戦略マスターplan（2012）」さらに、地方自治体レベルでは、キガリ市がシンガポールのコンサルタントに委託して作成した「キガリ市交通マスターplan（2013）」、さらに、RTDA がギリシャのコンサルタントに委託し、交差点改良の必要性をまとめた「多目的高速道路に係る調査（2016）」等がある。こうした各戦略文書等のレビューを行うと共に、実施状況や今後の計画について情報収集し、整理する。また、既存文書のレビュー及び窓口機関・関係機関からのヒアリングを踏まえて、ルワンダにおける都市交通マスターplanの必要性・課題について分析し、新たに作成・更新が必要と判断する場合は、他マスターplanの有効性・実効性を踏まえ、それらとの整合性に留意の上、提案を行う。

(3) 他ドナーによる支援状況にかかる情報収集と整理

キガリ市及びキガリ市から国道1,2,4,5号線に繋がる道路・都市交通インフラ整備、及び都市開発、物流改善・促進等について、他ドナーによる支援の実施状況、今後の支援計画に関する情報を収集し、整理する。

(4) キガリの社会経済状況の確認及び都市計画情報の収集・整理

4. (7) 配布資料「多目的高速道路に係る調査（RTDA, 2016年）」にて実施されている既存の交通調査結果に加え、キガリ市における交通網整備に必要な基礎データ（交通量、需要予測、経済性、交通の特性等）及び人口調査、交通調査、土地利用計画の策定にかかる都市計画図等、需要予測の算出に必要となる統計データの有無を関係機関等に確認すると共に、既存データがある場合は可能な限り収集・整理し、社会・経済状況及び貿易及び産業の動向を分析する。

また、地形データや地図情報等、交差点改良、主要幹線道路との連絡道路の整備や道路構造物の検討に必要な地図情報データを収集・整理し、交差点改良計画の効果発現のためにクリティカルなポイントを分析する。

(5) キガリ市、特に調査対象地域の現地踏査による情報収集及び分析

- 1) ルワンダ側関係機関に対し、都市交通分野における日本の計画策定手法、課題に対するアプローチ方法、及びその実例（JICA事業等）を発表し、先方実施機関と意見交換を行う。
- 2) 基礎情報の収集、レビュー、及び現況把握

① 上位計画(国家開発計画、国土基本計画等)、政策、法令、開発計画
ルワンダ、及び対象都市の上位計画、政策、法令、開発計画を確認する。

② 進行中・計画中のプロジェクト
キガリにおいてルワンダ関係機関及び各ドナーにより実施されている
進行中・計画中の都市交通プロジェクトの進捗・実施状況を確認する。

③ 都市交通にかかる行政レビュー

下記の項目についてレビューを行う。レビューの際には、公共交通の
民営化の現状、及びファイナンススキームも把握する。

a) 関連機関・組織

国、及び対象の都市交通にかかる関連機関・組織（都市インフラ、サービス含む）の所掌・権限・関係を整理する。また、関連機関・組織の実施能力の現状（業務計画、組織体制・人員、財源・財務・予算執行状況、保有施設、運営・維持管理体制等）の基礎情報を収集する。

b) 政策、法制度、開発計画

国、及び対象の都市交通にかかる関連機関・組織の政策、各種基準等を含む法制度を含む各種計画の有無及び内容を確認し、国、及び対象の開発ビジョンや方向性を調査する。

c) 技術基準

道路、交通分野にかかる技術基準等について調査を行い、必要な道路構造等、設計に必要な基準の有無及びその内容を確認する。

④ キガリ市の都市交通にかかる現況把握

- a) 以下の項目について現状（インフラの整備、運用・維持管理状況等）を把握する。公共交通のうち、バスについてはルワンダ政府が今後BRTの取入れを検討しており、駅の数、輸送量等をRTDAなど関連機関の調査等も参考に、詳細に調査する。
- ・公共交通
 - ・道路
 - ・交通管制・規制
 - ・交通安全・道路安全
 - ・異なる交通モード間の結節点
- b) 以下の項目について既存情報、ヒアリング及び簡易な現地踏査により現状を把握する。
- ・アクセス性・モビリティ
 - ・道路ネットワーク・密度
 - ・渋滞の状況
 - ・車両台数、保有率（1000人あたりの車両保有台数等）
 - ・駐車施設等

3) 現状の課題分析

収集した基礎情報を分析・整理し、キガリ市の都市交通における現在の計画、状況、各計画の進捗状況及び課題について取りまとめる。

4) 交通調査

キガリ、特に対象地域における既存道路網の現状と特性、交差点改良にかかる交通需要と期待される効果を予測するため、以下の項目に関する既存資料・調査データのレビューを行う。

4. (7) 配布資料「多目的高速道路に係る調査（RTDA, 2016年）」にて実施されている既存の交通調査結果、及び既存資料・調査データのレビューに加えて補完調査の実施も必要であればプロポーザルの中で提案すること。補完調査については、現地再委託にて実施することを認め、別見積とする。なお、現時点で想定される調査は以下のとおりだが、プロポーザルにおいては、可能な限り効率的且つ経済的に調査を実施する方法を提案すること。

- ① 交通量調査（車種別、時間帯別、方向別等）
- ② 路側起終点調査（路側OD調査）
- ③ 交通渋滞発生地集中地点や主要幹線道路との接続地点等での断面交通量調査
- ④ 旅行速度調査
- ⑤ 道路状況調査

⑥ 公共交通状況調査

5) 将来の需要・交通渋滞予測の実施

上記の交通調査を踏まえて、交通流動の現状解析を行い、また、社会経済フレームの将来予測、及び将来のキガリ道路網整備計画・土地利用計画等も踏まえ、ルワンダ政府が案件化を検討している交差点改良及び提案事業にかかる交通需要を予測する。その際、経済成長や人口増加に基づく予測だけでなく、ブゲセラ新国際空港が開港した場合の誘発交通量を含めた交通流動の変化についても考慮し、交差点改良及び提案事業の必要性、妥当性について分析・検討する。また、提案事業により期待される都市モビリティの改善見込みのみならず、社会経済的なインパクトについても、検証する。

(6) 案件化に向けた支援シナリオの提案

上記(1)～(5)の調査にて収集・分析した地形等の自然条件を含むデータ、周辺の経済インフラ、既存道路網の特性、並びに本邦技術活用の可能性等を総合的に勘案し、案件化が実現可能な案件を提案する。また、キガリ市の都市交通網の改善に向けた支援シナリオを複数提案する。

(7) インテリム・レポートの作成、説明、協議

上記(1)～(6)の調査・検討結果を取りまとめの上、インテリム・レポートを作成し、JICAアフリカ部に説明、協議の上、了解を得る。その上で、同ドラフトをルワンダ側関係機関へ説明、協議する。

(8) 協調融資の可能性、他ドナーとの連携可能性

上記(1)～(7)の調査・検討結果を踏まえ、他ドナー（アフリカ開発銀行及び世界銀行）との協調融資の可能性やその関心について、アフリカ開発銀行、世界銀行等へのヒアリングを通じて確認する。

(9) 案件化に向けた今後の課題の整理

本調査を通じて有償資金協力事業化の可能性が確認できる場合は、案件形成に係る今後の検討スケジュールの提案と今後JICAにて整理すべき課題の整理を行う。

(10) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明、協議

これまで実施された本調査の全ての結果を取りまとめの上、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICAアフリカ部に説明、協議の上、了解を得る。その上で、同ドラフトをルワンダ側関係機関へ説明、協議する。

8. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品は「ファイナル・レポート（和文、英文）」とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について、了承を取るものとする。

(1) 報告書

1) インセプション・レポート (IC/R)

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与内容等

提出時期：契約締結後15日以内

部数：和文4部（JICA）、英文8部（ルワンダ側関係機関）

電子データ：PDF形式、ワード形式

2) インテリム・レポート

記載事項：本調査の背景、既存情報の収集・整理や現地踏査による情報収集・分析・検討の結果、案件化に向けた支援シナリオ（案）の概要等。

提出時期：2018年7月下旬

部数：和文4部（JICA）、英文8部（ルワンダ側関係機関）

電子データ：PDF形式、ワード形式

3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

記載事項：調査の全体成果（要約を含む。最終結果が確定していない情報については、その旨を明記する）、画像集

提出時期：2018年10月中旬

部数：和文4部（JICA）、英文8部（ルワンダ側関係機関）

電子データ：PDF形式、ワード形式

4) ファイナル・レポート (F/R)

記載事項：調査の全体成果（要約を前段に含む。本業務にて収集した全資料を添付する）。前述3) のドラフト・ファイナル・レポートに対するルワンダ側のコメントを反映したもの）

提出時期：2018年12月上旬

部数（製本版）：和文10部（JICA）、英文10部（ルワンダ側関係機関）

電子データ（CD-R）：PDF形式、ワード形式

(2) その他提出物

以下の提出物をJICAアフリカ部に提出する。

1) 議事録

コンサルタントと窓口機関及び関連機関との間で行われる調整会議、各報告書の

説明・協議の内容をJICAアフリカ部が確認するため、コンサルタントはこれらに係る議事録等を作成しJICAに速やかに提出する。また、JICAアフリカ部及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等をとりまとめ、3日程度のうちにJICAアフリカ部に提出すること。JICAルワンダ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、5日程度前までに配布資料をJICAアフリカ部・ルワンダ事務所に提出すること。

2) 活動業務報告書

JICAの規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月10日までにJICAアフリカ部に提出する。

3) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは月毎に整理し、収集資料リストを付したうえで毎月JICAアフリカ部へ提出する。収集資料は可能な限り電子化し、CD-R等に収録する。

4) 画像集

本調査を通じて提案する内容に基づき、コンサルタントは、対象地域の現状と課題、事業実施の必要性及び想定される成果を一般的にわかりやすく説明できるような画像資料（対象位置図を含む）を、現地撮影やGoogle Earth、CG等の立体視できる素材を組み合わせて作成し、ドラフト・ファイナル・レポートの提出時に合わせてJICAに提出する

5) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAアフリカ部が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

(3) 成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート及びドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本する。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文、和文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブ・スピーカーによる英文校閲を必ず受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2018年4月上旬より業務を開始し、2018年12月上旬を目途にファイナル・レポートを提出する。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICAアフリカ部・ルワンダ事務所及びルワンダ国側関係者と協議の上で工程を変更する場合がある。

年月	2018											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
契約締結・第一回国内作業		[■]										
インセプション・レポート			▲									
第一回現地作業			[■]									
第二回国内作業				[■■■]								
インテリム・レポート						▲						
第二回現地作業						[■■]						
第三回国内作業							[■■■]					
ドラフト・ファイナル・レポート									▲			
第三回現地作業									[■■■]			
ファイナル・レポート												▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約15.25 M/M（現地：9.00M/M、国内：6.25M/M）

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下の6名を想定しているが、業務内容及び業務工程、経済性を十分考慮の上、より適切な団員構成がある場合はその理由も含めてプロポーザルにて提案すること。また、以下に示す格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案することも認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

- ① 総括/道路交通計画（2号）
- ② 都市交通計画（3号）
- ③ 交通管理計画
- ④ 道路構造計画・調達計画
- ⑤ 組織・制度・社会経済分析
- ⑥ 交通調査・需要予測

3. 対象国の便宜供与

本業務は国際約束を伴わない情報収集・確認調査であるが、本コンサルタントに対する執務スペースの提供、現地調査の実施に必要な許認可の付与等の便宜供与が適切に行われるよう、JICAルワンダ事務所とルワンダ国政府の間において合意を図る。

4. 閲覧資料

【配布資料】

- (1) ルワンダ公共交通政策・戦略 (MININFRA, 2012 年)
- (2) ルワンダ運輸戦略マスタープラン (MININFRA, 2012 年)
- (3) EDPRS2 のための運輸セクター戦略計画 (MININFRA, 2013 年)
- (4) キガリ市交通マスタープラン (City of Kigali, 2013 年)
- (5) ルワンダ国道網図 (RTDA, 2015)
- (6) キガリ環状道路整備に係るインセプション・レポート (RTDA, 2015 年)
- (7) 多目的高速道路に係る調査 (RTDA, 2016 年)
- (8) キガリ-アカニヤル間道路改修フィージビリティ調査 (RTDA, 2016)
- (9) キガリ市バス高速輸送システム調査に係るインセプション・レポート (RTDA, 2017)
- (10) キガリ市バス高速輸送システム調査に係るインテリム・レポート (RTDA, 2017 年)

5. 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、本見積もりに含めること。

6. 現地再委託

本指示書中に明記されている「交通調査」に関しては、既存資料（4. (7) 配布資料「多目的高速道路に係る調査 (RTDA, 2016年)」）のレビュー等による調査を想定しているが、加えて補完調査の実施も必要であれば、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める（別見積もり）

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年6月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。

このほかに現地再委託が適切であると判断されるものについては、プロポーザルにて提案すること。

7. 現地傭人

本業務において、現地傭人は想定していないが、業務遂行上必要があればプロポーザルにて提案すること。なお、必要経費は、本見積に含める。

8. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAルワンダ事務所、在ルワンダ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連携をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

9. 不正腐敗の防止

本業務実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。